

藤久保地域拠点施設整備等事業
入札説明書等に関する質問意見への回答

令和4年10月14日

三 芳 町

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	15	3	1		(10)				入札参加者の構成等	入札説明書等に関する質問意見への回答P2 No. 14の「事業用定期者借地権契約を締結する企業から建物の建設やテナントの運営を行う企業への転貸はお認めいただけますでしょうか。」という質問に「事業用定期借地権設定契約書第7条に記載のとおり、真にやむを得ない理由により、事前に本町の承諾を得た場合は可能です。」との回答がございますが、事前に貴町との協議を行った上で提案書に転貸先の企業名を記載した場合については基本的に転貸をお認めいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	15	3	1		(11)				地元経済貢献への配慮	専門業者（外構、道路工事、植栽など）について地元企業の採用条件がございましたらご教示ください。	事業者の提案によります。
3	26	4	3	13					ヒアリング等の実施	提案書の内容に関するヒアリングについては、適切な回答を行うためにも参加人数の上限を15名程度としていただけませんか。	ご意見として承ります。ヒアリングの詳細については、代表企業に別途通知します。
4	38	7	4		(2)				一時金の支払い時期	令和6年12月に支払われる実施設計業務費には調査費、各種申請費、設計のその他費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	38	7	4		(2)				一時金の支払い時期	この表に記載されている工事監理業務とは、様式J-1初期投資見積表の工事監理業務費(その他費用を含む)との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	38	7	4		(2)				一時金の支払い時期	この表に記載されている建設業務とは、様式J-1初期投資見積表の(1)建設工事～(9)什器・備品等のうち(8)道路整備等の道路整備費(北側付替え道路工事)を除いた費用との理解で宜しいでしょうか。	建設業務には北側付替え道路工事も含まれます。
7	8	2	10						事業スケジュール	事業スケジュール内、施設引渡し日について、「なお、付替道路の引渡し日については、令和9年3月末日以前」とありますが、着手日の制約等はありませんでしょうか。	事業者の提案によります。通行止めの期間が生じないよう、また、児童館、子育て支援センターが新施設への移行が終了した後に着手をしてください。

仮契約書（案）、事業契約約款（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	6	5		19	5			設計の変更	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	5		20	1			設計図書等についての責任	貴町が追加費用および損害賠償についてご負担いただく場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	8	6	1	23	1			建設業務の実施及び第三者への発注	建設業法に従い、新規入場する都度、施工体制台帳・再下請通知書・添付資料を提出するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	9	6	1	25	1			工事監理者	24条の工事監理企業との違いをご教示ください。	工事監理者とは、建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を指します。 要求水準書p.102の当該項が「第5条の4」になっていますので、修正します。
5	9	6	1	26	3			建設に伴う各種調査	調査業務を請負人に委託してもよろしいでしょうか。	各種調査を建設企業に委託することは可能です。
6	10	6	1	27	6			施工計画書	「通常想定される規模」の地中埋設物等とはどの程度のことを指すのでしょうか。	資料等に記載がある若しくは対象施設に関連する埋設配管や地中障害物（埋設物）等のことを指します。対象施設と関連のない地中障害物（埋設物）等が発見された場合の対処費用については、予見性などについて協議の上、本町が負担するものとします。
7	11	6	2	31	2			工期の変更	貴町の責めに帰すべき事由による工期の変更により、引渡し日が遅延した場合、対価の支払いスケジュールを含めて協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	11	6	2	31	1			工期の変更	請負人の責めによらない事由で貴町が著しく短い工期となるような工期の変更を請求した場合で、協議が不調となった場合でも、貴町の請求する工期変更に応じなければならないのでしょうか。また、その短縮された工期に間に合わせるために発生した追加費用（突貫工事費）は、設計変更の対象となりますか。	前段：実施が不可能であるような著しく短い工期となるような変更を請求することはありません。 後段：追加費用については、事業契約書第32条第1項により本町が負担します。

仮契約書（案）、事業契約約款（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9	11	6	2	32	1			工期の変更による費用負担	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	11	6	2	32	1,2			工期の変更	第1項、第2項の「工期の変更」とは、変更契約締結を意味しますか。	お見込みのとおりです。
11	12	6	2	33	1			工事の一時中止	工事期間中の一時中止は、貴町が必要と認める場合のみとなっていますが、公共工事標準請負契約約款第20条第1項の「工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」は、貴町が一時中止が必要と認める場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	13	6	3	36	5			完成図書及び完成確認合格通知	貴町が完成図書を改変した場合は、その改変後の完成図書を添えて、事業者（請負人）に通知いただけますか。	事業期間内においては、事業者に通知します。
13	13	6	4	37	1			第三者に及ぼした損害	「当該損害のうち、・・・」との記載があり、第三者への損害の一部を貴町にて負担されるように解釈できますが、どのような事象を想定されていますか。ご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由によらないものは本町が負担します。
14	13	6	4	38	3			建設期間中の保険	提出する契約書、保険証券は、いずれも写しという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	13	6	5	39	1			契約保証	寄託する保証証券は原本でしょうか。	お見込みのとおりです。

仮契約書（案）、事業契約約款（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
16	14	6	6	40	1			施設の引渡し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に、貴庁から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	引渡し後、速やかに発行します。
17	14	6	6	40	2			施設の引渡し	通常、工事の完成からあまり時を置かず（完成と同時にor 1か月後）、引渡しとなることが多いですが、「完成から6か月以内」と規定する意図をご教示ください。	BT0方式の場合には、不動産取得税が課される可能性がありますが、SPCが施設を原始取得し、未使用のまま6ヶ月以内に、地方公共団体等に施設を譲渡する場合には非課税とされていることから、「完成から6か月以内」としています。事業者は、本町からの完成確認合格通知書を受領した後、速やかに引渡しを行うものとします。
18	15	6	6	42	1			引渡しの期日の変更	貴町にご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	15	6	6	43	1			サービス対価の支払い	「本町により確認されることを条件として」とありますが、第35条による貴町の「完成確認」とは別の手続きがある、とのことでしょうか。	完成確認にて確認します。
20	15	6	6	44	1			契約不適合責任	損害賠償請求については、公共工事標準請負契約約款第55条4項と同様に「この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは」、損害賠償請求しないものとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
21	15	6	6	44	3			契約不適合責任	「本町からの通知」とは、当該通知が事業者（請負人）に到達したときを指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	15	6	6	44	4			契約不適合責任	「10年」の起算日は、「引渡し日」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

仮契約書（案）、事業契約約款（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
23	18	7	1	51	1	(1)		維持管理及び運営業務開始の遅延	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
24	19	7	2	51	1	(3)		維持管理及び運営業務開始の遅延	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
25	21	7	3	56	3			維持管理及び運営業務の変更	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
26	22	7	5	60	2			維持管理及び運営業務の契約保証	「契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額（消費税等相当額を含む）の100分の10以上としなければならない。」との記載がございますが、業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	(4) その他の費用を含みます。
27	22	7	5	60	1			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合、維持管理及び運営業務の受託者等が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第60条2項に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	30	10		82	4			民間収益事業の終了	事業者の帰すべき事由により民間収益施設運営業務終了する場合、事業契約の本条項における違約金に加え、定期建物賃貸借契約に基づく違約金ともに支払い義務が生じる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。その場合、24か月分の貸付料に相当する金額を支払う必要があり過度な負担となりますので、どちらか一方の契約に基づく違約金を支払えば足りる建付けとしていただけますでしょうか。	第82条4項の規定は、定期建物賃貸借契約書に基づく違約金について示しているものであり、二重で支払い義務が発生するものではありません。

仮契約書（案）、事業契約約款（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
29	34	12		87	4	(2)	ア	引渡し後の 違約金	本施設及び付替道路の引渡し後に事業者の事由で事業契約が解除された場合は「維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価（消費税等相当額を含む）の100分の10に相当する金額の違約金を支払う」との記載がございますが、事業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	(4) その他の費用を含みます。
30	39	14		93	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	貴町がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約約款（案）別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	2	49	2	(2)				ペナルティの基本的な考え方	念のための確認にはなりますが、維持管理期間中のモニタリングによる減額の対象に、施設整備費は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	52	3					支払方法	元利均等での計算にあたり、割賦元本額に端数が生じた場合は、最終回の支払額にて当該端数を調整すればよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			30	3	1	1	iii)					振動測定	「事業者は、業務に必要となる・・・振動測定等を事業者の責任で行い」とありますが、設計業務段階での振動測定は必要でしょうか。想定されているお考えがありましたら、ご教示ください。	特別な想定はありません。
2	○			45					③	ウ	v		フリーWi-Fi	「フリーWi-Fi のサービス提供に係る通信料金は本事業に含むが、電気料金は町が負担する」、とありますが、フリーWi-Fiに係る通信事業者との契約者は貴町との理解でよろしいでしょうか。	資料14「藤久保地域拠点施設フリーWi-Fi接続に関する仕様書」のとおり、通信料金は事業者負担とするため、通信事業者との契約も事業者を想定しています。町はサービス対価に含めて通信料金をお支払いします。
3	○			46					③	イ	iii			貴町のGIGAスクール対応に関する仕様や考え方をご教示ください。	資料31「GIGAスクール構想図」を参照してください。また、「三芳町第2期教育基本計画（町HPに掲載）」p.20「主要な施策3 時代の変化に対応する教育の推進」にICTなどに対応するための方針が記載されていますので、併せて参考としてください。技術革新が進んでいる分野ですので陳腐化しないような提案を期待します。
4	○			47	3	3	5	(1)	⑥					小学校においては各所から職員室や事務室へ緊急通報ができるシステムを設置するとありますが、各所とは、学校ゾーン、学校地域ゾーン、複合公共施設ゾーン各階1個づつあればよいという理解でよろしかったでしょうか？	緊急通報システムについては文部科学省「小学校施設整備指針第9章 第5 通報システムの導入」を参考にして提案をしてください。各室の利用状況により各室若しくはこれに準ずるエリアなどで異常を感知し、職員室等に異常の発生場所が通報できるシステムとしてください。
5	○			47	3	3	5	(1)	⑥					相互通話ができるなど使い勝手が良いシステムとありますが、⑤ii)の内線電話の設置位置に緊急通報ができるシステムが設置されていれば問題ないという理解でよろしいでしょうか？	No.4を参照してください。複合施設の小学校として適切なセキュリティが確保されるよう、通報のゾーニングを実施してください。
6	○			47	3	3	5	(1)	⑥					電気錠は小学校や複合施設の管理諸室において操作が行えるとありますが、小学校側は小学校の職員室、学校・地域連携ゾーン、複合施設側は、複合施設の総合事務室という理解でよろしかったでしょうか。	小学校（学校ゾーン、学校・地域連携ゾーン）は電気錠の管理は職員室（若しくは事務室）で行うことを考えています。複合公共施設は総合事務室での管理を考えていますが、学校開放時間帯に学校・地域連携ゾーンの電気錠等の管理を総合事務室に移行できるようにしてください。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
7	○			47	3	3	5	(1)	⑥					監視カメラは西側敷地の駐車場にも設置が必要でしょうか。	西側の駐車場を適切に管理するため、監視カメラは必要です。
8	○			48					⑥		vi		警備・防災設備	既存の防災倉庫（コンテナ）を敷地内に移設すること、とありますが倉庫内に既存防災備蓄がある場合は倉庫とともに移設するとの理解でよろしいでしょうか。また、消費期限等があるものの更新及び新設の避難所用防災備蓄倉庫に保管する備蓄は貴町にて実施及び調達するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：防災備蓄品の移設に関しては事業者実施の防災備蓄倉庫の移設に併せて町職員等で実施します。日程調整が必要となります。 後段：お見込みのとおりです。
9	○			51	3	3	6	⑤					ガス引込	既存敷地へのガス引込がありますが、本計画で再利用しない場合には撤去するとの考えでしょうか。	原則として撤去とします。ガス会社との協議により撤去ができない場合等は町の承諾を受けて閉塞としてください。
10	○			51			6		⑥					引き込み方法等は、事業者の提案による、とありますが、通信事業者との契約者は貴町との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	○			52			7	(2)					避難所利用を想定した施設計画	避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、とありますが、貴町が想定する一定期間をご教示ください。	避難所開設期間は災害の種類や規模により大きく変化するため設定していません。提案に際し、避難所に関する協議を要する場合は協議してください。
12	○			60					③	コ	vi		図書室（メディアセンター）	電子書籍化をはじめとするオンラインデータベースやタブレット端末による電子資料の利用など進化する利用に対応した通信環境を整備し、とありますが、貴町が想定している図書館利用において必要な通信環境の仕様をご教示ください。	要求水準書のとおり、調べ学習を基本として電子資料の活用と電子黒板等の活用等を想定しています。
13	○			60					③	コ	viii		図書室（メディアセンター）	プリンターを設置する台を設置すること、とありますが、プリンターは貴町にて調達するとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
14	○			66	3	3	8	(1)	1)	⑤	エ		給食室	給食室について厨房器具等は不要と考えてよろしいでしょうか。また給食室に限らず、厨房器具が必要となる部屋はないという考えでよろしいでしょうか。	藤久保小学校はセンター方式の給食であるため、給食室での調理を想定していません。厨房機器（に類するもの）の設置については、家庭科室並びに調理室にそれぞれ必要なほか、ミニキッチンの設置を指定している諸室がありますので、要求水準書をご確認ください。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
15	○			68							iv		共用部	「エレベーターは、～建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し」とありますが、バリアフリーの誘導基準が適用されるのはエレベーターのみとの理解でよろしいでしょうか？	建築物移動円滑化基準の適用については、バリアフリー法、埼玉県条例などによりその範囲、部分が定められています。年齢、性別等問わず全ての方が快適に利用できるようバリアフリー等には最大限配慮をしてください。
16	○			74					4)		vi		校庭・外構等	周囲緩衝帯については緑化し、適宜植樹すること、とありますが、既存の植栽を活用することは可能でしょうか。	可能です。既存樹木に関しては健全度などを考慮したうえで活用してください。
17	○			74					4)		xi		校庭・外構等	「教職員による見通しなどの安全管理、～なお、不審者等への対策についても考慮すること」とありますが、敷地の周囲にフェンス等の侵入防止措置は必要でしょうか？	必要です。 要求水準書p. 40 (5) viiを確認してください。
18	○			93	3	3	8	(2)					6)その他共用施設	コミュニティスペースに印刷機（コインバンダー付き）を設置することと記載がありますが、印刷機の保守は含まないものと考えて問題ないでしょうか。	印刷機の保守は本事業に含みます。トナーや用紙は町が準備して事業者へ提供します。
19	○			98	3	3	8	(3)					4) 駐車場・駐輪場	「ゲート及び自動料金徴収機を設置して目的外利用（長時間の駐車など）の防止が行えるようにすること。」とありますが、収入の取扱いと割引の有無を確認させてください。また、機器維持費はサービス対価に含むという理解でよろしいでしょうか。	前段：料金は町の収入となります。割引の有無は提案によります。町では駐車場の適正管理と不正駐車対策を目的として当該業務を記載しています。ゲートレスや料金を公共施設内で前払いする方式などを組み込むなど、目的を達成するための提案を求めます。 後段：お見込みのとおりです。
20	○			101	3	3	8	(4)					付替道路	道路拡幅・付替工事に伴うインフラのやりかえ工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	付替既存道路のインフラ（埋設配管等）は撤去とし、付替え後の道路へのやり替え（埋設配管等）は不要とします。道路拡幅部分のインフラはやり替えを想定していませんが、配置計画、施工計画等によりやり替えが発生する場合は撤去・新設とも本事業で対応してください。
21	○				3	3		2			v		既存樹木の伐採	現状樹木の伐採伐根について残置若しくは仮移植・復旧が・計画されていればご教示ください。	計画はありません。既存樹木の活用についてはNo. 16を参照してください。
22	○			104	4	1	2	(1)					業務期間	付替道路は二期工事の扱いになっていますが、町道藤久保55号線の東側道路拡幅工事は一期工事・二期工事に取り合う期間に分けて施工する考えでよろしいでしょうか。	東側道路の拡幅工事に関しては近隣住民の負担軽減などに配慮のうえ、一期工事・二期工事に取り合う期間の施工を可とします。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
23	○			105	4	2	3	(1)					各種申請業務	道路拡幅・付替工事に伴う申請は工事着手前に受領されることを考えてよろしいでしょうか。	設計時に町と協議のうえ、施工に影響が無いように各種申請を行うこと。また、町道の廃止・認定については町が行いますので、関係資料の作成などを実施してください。
24	○			105	4	2	3	(1)					各種申請業務	工食用ゲート及び新設門扉の設置に伴う歩道切下げ申請は指定工期外に行えるでしょうか。	各種申請等は指定工期に含みません。
25	○			105	4	2	3						着手前業務	オイルタンク・浄化槽等の洗浄は、工事着手前に貴町で行って頂けると考えて宜しいでしょうか。	解体工事に係る工事として本事業に含みます。
26	○			107		4	iv						既存施設等の解体・撤去業務	「解体工事にあたって、調査を行い、新たに飛散性アスベスト（レベル1、2）が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本町が負担する」とありますが、本事業の調査によって新たに発見された非飛散性アスベストについても飛散性アスベストと同様の対応との理解でよろしいでしょうか。	非飛散性アスベストについては、建築年次より含有していることが想定されるため、含有みなしとして想定しており変更の対象としません。
27	○			107		4	vii						既存施設等の解体・撤去業務	「既存小学校屋上に「三芳町町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業（株式会社ウェストエネルギーソリューション）」による太陽光発電設備が設置されている。この設備の撤去は本事業に含まない。」とありますが、当該設備は解体撤去業務に係る着手の手続き開始前までに撤去されることで合意されているとの理解でよろしいでしょうか。	当該太陽光発電設備については契約書等に基づき町と当該事業者が協議のうえ、本事業の解体撤去業務に着手する前に撤去を行います。
28	○			109	4	7							近隣対応・対策業務	近隣からの障害による工事の遅延・作業の変更においては別途協議・精算と考えてよろしいでしょうか。	本事業は住宅地が近接した敷地での公共施設再整備事業であり、周辺へ配慮しながらの施工等についても民間事業者のノウハウなどの活用するものです。そのため、近隣等からの障害についても通常想定される範囲においては事業に含むものとします。
29	○			111		9	2	(1)	③		xii xiii		完成図書の提出	要求水準書との整合性の確認結果報告書および事業提案書との整合性の確認結果報告書の書式をご教示ください。	事業者による任意の書式とします。
30	○			131	6	3	3	(1)					(1) 予約システムの整備・運営	民間収益施設、自主事業の利用について、予約システムの一部を兼用することは問題ないでしょうか。（兼用するためにかかる追加費用は事業者負担）	問題ありません。利用者利便性の高いシステムとしてください。
31		○											資料11 電気・機械 要求性能表	照度の下限値（0.0lx以上）が示されていますが、下限値とはせず計画値とし、-5%の幅を認めて頂けませんでしょうか。ZEB Readyに適合する建築物とするため、少しでも照度に幅があるだけで照明計画の効率化が可能となります。	照度を下げたい（上げたい）部屋とそのメリットを整理し、協議をお願いします。
32		○											樹木配置図	樹木位置図を受領しましたが、記念樹等保存が必要な樹木はありますか。	ありません。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	参加表明書	様式 1-1					協力企業	入札説明書等に関する質問意見への回答P39 No. 7, 8に定期建物賃貸借契約に関して契約相手方はSPC若しくは民間収益施設運営企業のどちらかの回答がございましたが、仮に貴町と民間収益施設運営企業の直接契約となった場合、民間収益施設運営企業はSPCの協力企業になる必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札価格計算書	様式 A-4					消費税及び 地方消費税 の額	入札金額（1＋2）（消費税相当額を含む）に記載する消費税及び地方消費税の金額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と維持管理業務のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス対価の支払回ごとに消費税額を計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきたく存じます。	各サービス対価の支払い回ごとに消費税額を計算してください。

基本協定書（案）に関する質問への回答

No	本編	別記様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	2	2		当事者の義務	「本事業の入札手続きにおける本町の要望事項」の「要望事項」とは具体的に何を示しているのでしょうか。文書でございましたらお示し下さい。	選定委員会からの審査講評等を想定しています。
2	○		1	2	2		当事者の義務	「本町の要望事項」とは、入札説明書第1章に定める「入札説明書等」に記載の内容との理解でよろしいでしょうか。それとも、これ以外の「要望事項」があるのでしょうか。	基本協定書（案）への回答No.1を参照してください
3	○		1	3	1		事業者の設立	「当該株式会社は、三芳町内に設立するものとする」とありますが、三芳町内に設立する理由をお示し下さい。	本町が実施する事業であることから、町内への設立を求めています。
4	○		2	5	2		業務の委託、請負	「各業務に関する委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。」とありますが、契約書書式および共同企業体の場合の共同企業体協定書書式は任意の書式で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		5	13	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	「事業予定者のいずれかの者」とは、基本協定書(案)全文に定める事業者予定者を構成する各企業のおいずれかの者、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		5	14			秘密保持	記載の秘密保持の条文は「本基本協定に規定する各事項」のみが秘密情報にあたるの記載になっていると思料しますが、その認識で間違いはないでしょうか。この協定以外で秘密情報として扱いたい事項が生じた場合のルールはどのようにお考えでしょうか。	前段：本条においてはお見込みのとおりです。 後段：協議によるものとします。

定期建物賃貸借契約書（案）に関する質問への回答

No	頁	章	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	4		14	3			契約の解除	本条項の違約金の支払いにあたり、保証金をすでに差し入れている場合は、当該保証金を違約金の一部又は全部に充当できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5		16				法令変更及び不可抗力に対する措置	「事業契約第91条、第92条、第94条、第95条及び第96条に基づき、対処するものとする。」との記載がございますが、条文番号が変更となったため「事業契約第92条、第93条、第95条、第96条及び第97条に基づき」との修正が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。定期建物賃貸借契約書（案）を修正します。
3	5		17	3			事業契約の終了による契約の解除	入札説明書等に関する質問意見への回答P38 No. 6の回答にもございますが、事業者の事由による事業契約の解除に伴って定期建物賃貸借契約が解除となり違約金が発生する場合、2重の違約金を支払う必要があり、事業者にとって過大なりスクとなります。定期賃貸借契約の違約金は免除としていただけませんか。	下記のとおり定期建物賃貸借契約書（案）を修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が定期建物賃貸借契約書を結ぶ場合：事業契約の解除に伴って定期建物賃貸借契約が解除となる場合、違約金は事業契約に基づくもののみとします。 ・民間収益施設運営企業が定期建物賃貸借契約書を結ぶ場合：事業契約が解除されたときの、定期建物賃貸借契約の継続有無については、協議によるものとします。

付帯施設の実施に係る基本協定書（案）に関する質問への回答

No	頁	章	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	6	2	13	2			定期借地権 設定契約が 締結できな い場合の処 理等	本条の違約金は第12条に規定する場合を除くという理解で宜しい でしょうか。	お見込みのとおりです。